

令和4年度和歌山県介護支援専門員研修 実施要項 【専門研修課程Ⅰ】

- 1 目的 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。
- 2 実施機関 一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会 (TEL:073-421-3066)
- 3 受講対象者 居宅介護支援事業所又は介護保険施設等において、現に介護支援専門員として実務に従事している者で、原則として就業後6か月以上(研修初日の前日時点で6か月以上であれば可)の者
なお、就業後3年以内に受講することが望ましい
※受講者の就業年数は、各事業所が責任を持って確認してください。(研修初日に、実務経験を確認する様式をご提出いただきます。様式は受講決定時に送付します。)
「実務経験」については、「12 実務経験」を参照ください。

事例提出が必要となります。詳細は受講決定通知時にお知らせしますが、事前に下記の資料の提出準備をして下さい。

《事前提出の必要な資料》

自己が担当する利用者の以下のいずれかの1事例

- ・居宅もしくは施設サービス計画 (第1～5表)
(基本情報・アセスメントシート、課題分析結果のまとめを含む)
- ・介護予防サービス計画一式…介護予防支援費を算定している事例(支援経過記録を含む)

《留意事項》

- ・事例については、現在及び過去に担当したケースでも可。
- ・居宅・施設サービス計画、介護予防サービス計画を使用しての演習となります。

- 4 時間数 58時間(10日間)
- 5 研修日程 下記研修日程のとおりとする。
全日程原則オンライン研修となります。
研修日程は、受講人数等の都合により予定しているコースを開催しない等、今後変更する場合がありますので、ご了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日程変更や開催中止等の決定をすることがありますので予めご承知おきください。
- 6 オンライン研修について
 - ・必ず1人1台のパソコン(カメラ・マイク付)が必要です。(タブレット端末、スマートフォンは不可です。)
 - ・インターネット接続環境をご準備ください
Wi-Fiは通信が途絶える可能性があるため、有線での接続を強く推奨します。長時間通信が途絶えると受講したことはありませんので、ご注意ください。(通信料は自己負担となります。データ通信量に上限のある契約をされている方はご注意ください。)

(裏面につづく)

- ・Zoom アプリをインストールしてください
本研修では「Zoom」システムを使用します。Zoom アプリをインストールして接続テストを行い受講可能かご確認ください。

7 受講申込先 各事業所は、受講希望者の申込書を取りまとめの上、一括して下記申込先に**郵送**で提出してください。

- (1) 提出書類 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ申込書
- (2) 申込先 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県長寿社会課 振興班 (ケアマネ研修担当)
TEL 073-441-2519

(3) 提出期限 令和4年3月25日(金)【必着】

8 受講決定 **受講決定通知**は、「2 実施機関」より**令和4年5月上旬**に各事業所あて通知する予定ですので、届き次第、受講者へ連絡願います。
受講決定通知が届かない場合は、「2 実施機関」へ連絡してください。

※定員の都合等により、来年度以降の受講をお願いすることがあります。
なお、同時開催の更新研修(実務経験者)の受講者を優先します。
※申込者数によっては開催しないコースもあります。予めご了承ください。

9 受講料 受講料は、資料代を含め、**42,000円**程度となる予定です。
金額及び納付方法は、受講決定通知時にお知らせします。

10 修了証明書 (1) すべての研修科目を修了と認めた場合のみ交付します。
(2) 欠席、遅刻、途中退席した場合、修了証明書の交付はできません。

11 個人情報の取扱について
「研修申込書」及び添付書類に記載された個人情報については、適正管理を行い、当該研修における運営管理・更新手続等の業務以外の目的に利用することはありません。

12 実務経験 「実務経験」とは、下記の事業所等において、介護支援専門員としてサービス計画の作成に従事していることをいいます。
【注】認定調査員の業務は、実務経験には該当しませんのでご注意ください。

- ①居宅介護支援事業者②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者(予防)
- ③小規模多機能型居宅介護(予防)、認知症対応型共同生活介護(予防)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る)に係る指定地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設(計画作成担当者として事業所から申請・届出されている者)
- ⑤介護予防支援事業者 ⑥地域包括支援センター(※)

※地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員証を持つ職員については、介護予防サービス計画を作成している者に限り、介護支援専門員実務経験者とみなす。

13 その他 (1) 申込書の控え(コピー)を必ず保管してください。
(2) 当研修は、「専門研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」を受講するための要件の1つとなっていますので、ご留意願います。

【注】令和4年度に、介護支援専門員証の更新を行う場合(令和5(平成35)年に有効期限が満了する方)はご注意ください。

この申込書によらず、更新対象者あてに郵送する『更新研修(実務経験者)』の申込書を提出してください。

研 修 日 程（専門研修課程Ⅰ）

※時間の詳細は、受講決定通知時にお知らせします。

※定員の都合等により来年度以降の受講をお願いすることがあります。

なお、同時開催の更新研修（実務経験者）の受講者を優先します。

	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目	第9日目	第10日目
Aコース	5/19 (木)	5/24 (火)	6/7 (火)	6/14 (火)	6/24 (金)	7/11 (月)	7/12 (火)	7/20 (水)	7/21 (木)	8/10 (水)
Bコース	5/20 (金)	5/25 (水)			6/29 (水)	7/5 (火)	7/6 (水)	7/27 (水)	7/28 (木)	8/12 (金)